

渡島地域半島振興計画

平成27年度

北海道

目 次

○ はじめに	1
1 基本の方針	2
(1) 概況	2
(2) 現状及び課題	3
(3) 振興の基本的方向及び重点とする施策	6
2 振興計画	8
(1) 交通通信の確保	8
(2) 産業の振興及び観光の開発	11
(3) 就業の促進	14
(4) 水資源の開発及び利用	14
(5) 生活環境の整備	15
(6) 医療の確保等	16
(7) 高齢者の福祉その他福祉の増進	16
(8) 教育及び文化の振興	18
(9) 地域間交流の促進	19
(10) 国土保全施設等の整備及び防災体制の強化	19
(11) 環境の保全	20
○ 資料	21

はじめに

1 計画の趣旨

この計画は、半島振興法（昭和60年法律第63号）第3条の規定に基づき、渡島地域の自立的発展、地域住民の生活の向上及び定住の促進並びに国土の均衡ある発展に資することを目的として、広域的かつ総合的な振興に関し必要な事項について定めるものである。

2 計画の期間

平成27年度からおおむね10年間

3 推進管理体制

この計画に定める半島振興対策については、総合政策部人口減少問題対策局地域政策課を中心に、半島振興対策に関する関係機関（庁内各部、関係（総合）振興局、関係市町等）との協議・調整を行うほか、各種事業の実績把握など、適切な推進管理に努める。

4 半島振興対策実施地域の分布状況

半島振興法第2条の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された区域内の団体数は、昭和61年の指定当初、24町1村で構成されていたが、その後、市町村合併（函館市：平成16年12月1日、森町：平成17年4月1日、せたな町：平成17年9月1日、八雲町：平成17年10月1日、北斗市：平成18年2月1日）の実施に伴い、平成27年4月1日現在では、2市15町（一部の区域が半島振興対策実施地域に含まれる団体（函館市）を含む。）で構成されている。



渡島地域半島振興計画

1 基本的方針

(1) 概況

渡島地域は、北海道の南西部に位置し、中央部には南北に渡島山地が走り、約80%が山岳丘陵地で占められ、東は太平洋、西は日本海、南は津軽海峡に面した海岸線は、太平洋側の一部を除き、屈曲に富み、海岸段丘が海に迫る変化に富んだ地形となっており、その美しい自然景観は、松前矢越道立自然公園などに指定されている。

また、河川流域の平坦地と海岸沿いに集落が形成され、津軽海峡に面した中央部には、道南最大の函館平野が広がっており、気候は、全般的に寒暖の差が少なく、北海道の中では温暖で積雪量は少ないが、日本海側では冬期間の季節風が強い傾向にある。

本地域は、鎌倉時代から和人が移住し始めるなど、北海道の中では早くから開け、松前藩時代（1590～1800年）には、松前・江差・箱館が、東北・北陸・近畿地方など本州各地と蝦夷地との交通・交易の拠点となり、我が国の北方開拓の歴史に大きな足跡を残している。

【市町村数、人口、面積等の概況】

区 分	市町村数 (団体)	人 口 (H22国調) (千人)	面 積 (H22国土地理院調) (km ²)	人口密度 人口／面積 (人)
渡 島 地 域	17	201	6,076	34.1
渡島総合振興局管内	11	162	3,589	45.1
檜山振興局管内	6	39	2,487	15.7
全 道	179	5,506	83,457	70.2
全 国	1,718	128,057	377,950	343.4

注1) 市町村数は、平成27年4月1日現在の団体数を示す。

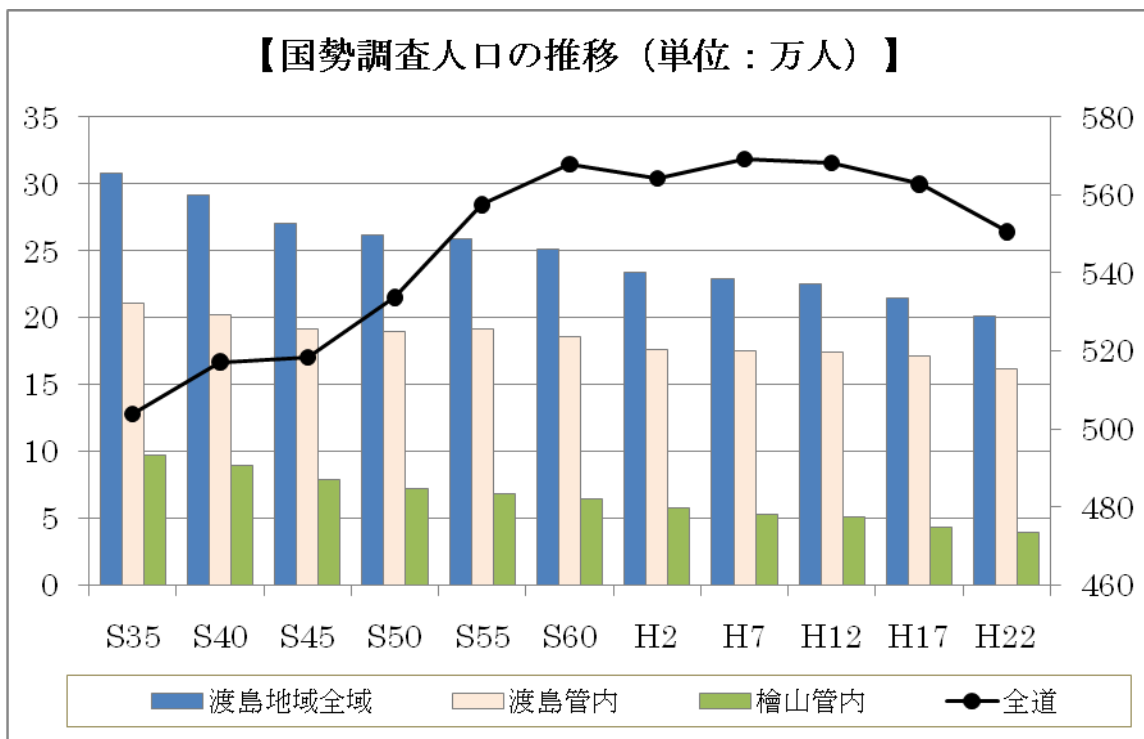
注2) 人口密度は、国勢調査の対象から除外された地域の面積を除いて算出。

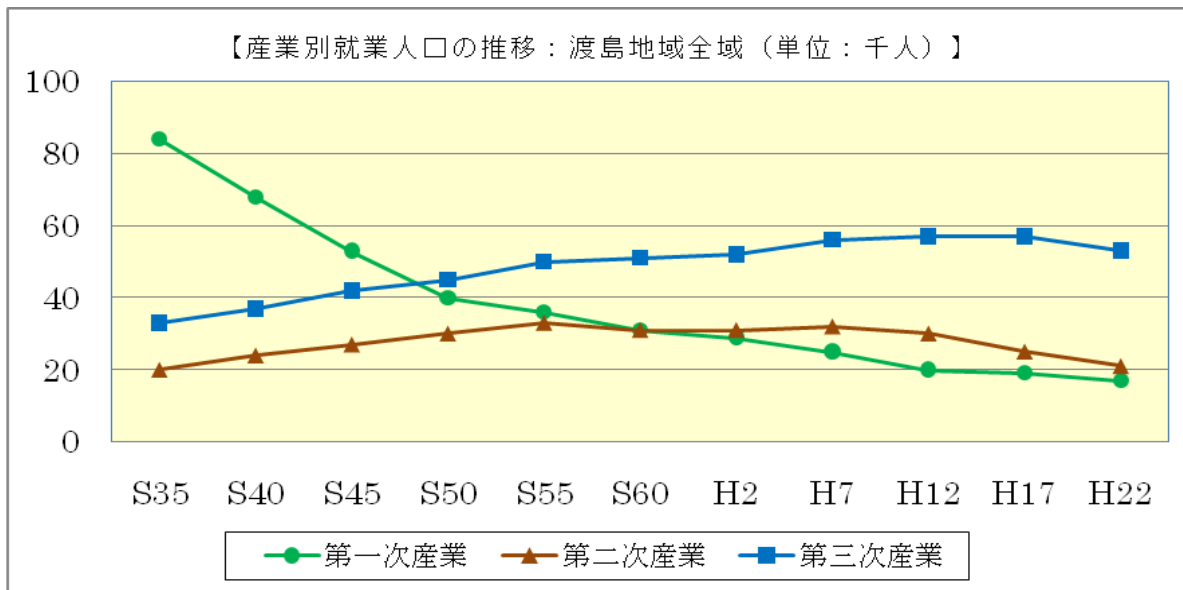
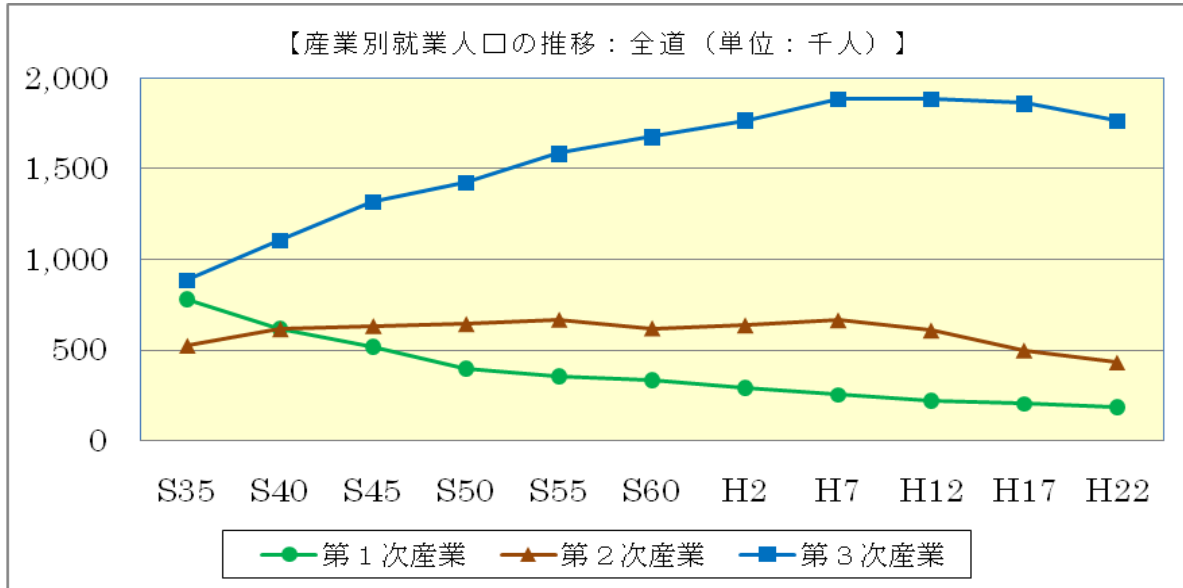
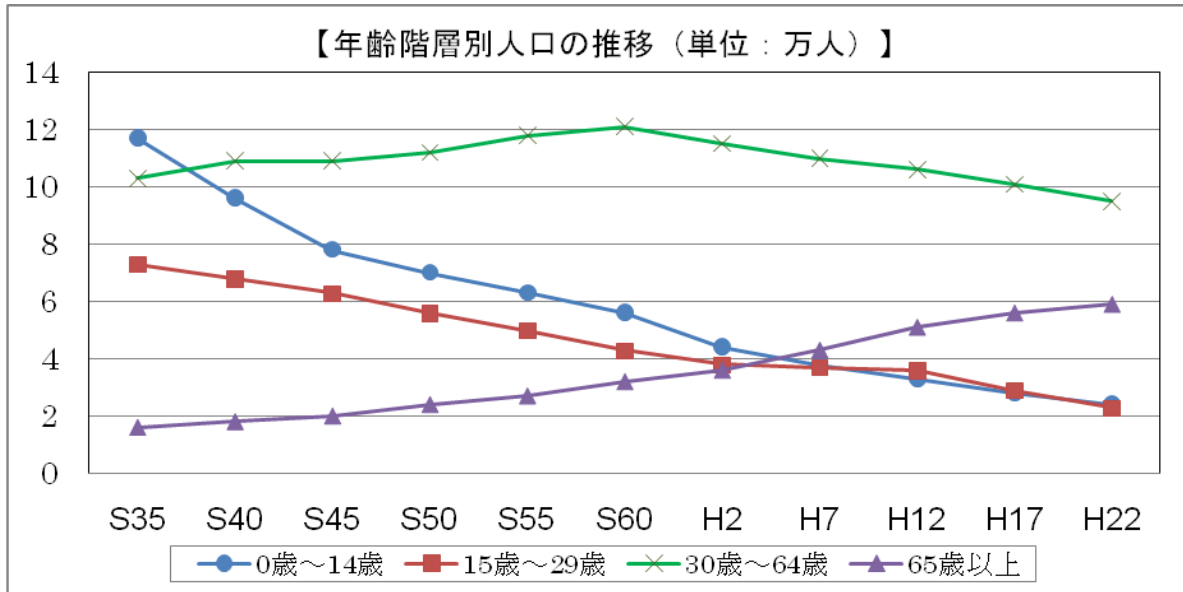
注3) 函館市（渡島管内）については、平成16年12月1日付けで行われた市町村合併前の旧函館市の区域を除いた区域（旧戸井町、旧恵山町、旧榎法華村及び旧南茅部町の区域）について計上。

(2) 現状及び課題

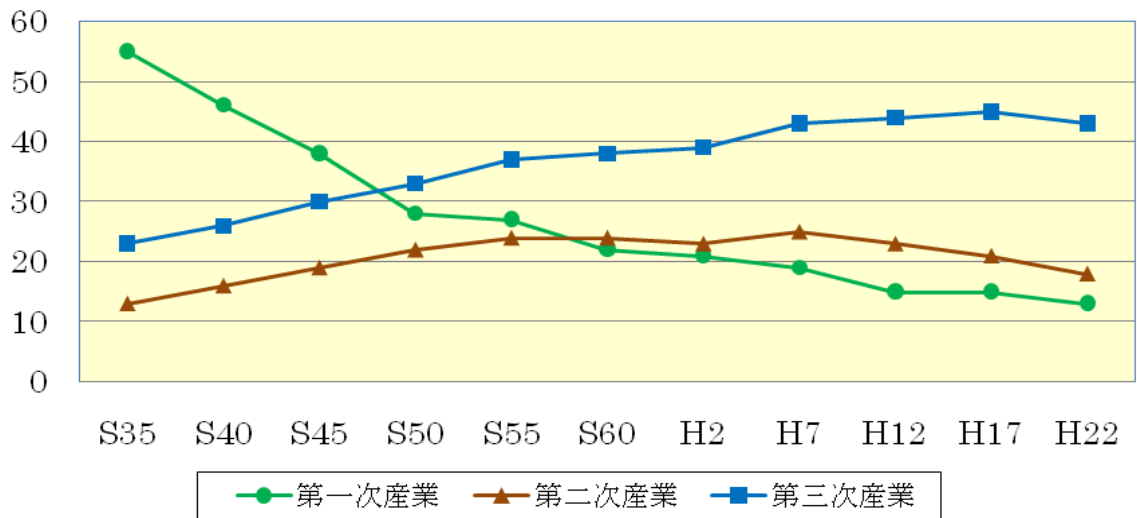
本地域は、農業や水産業の第一次産業を基幹とする産業構造であるが、これら産業の経営規模は比較的小さく、担い手不足や高齢化の進行に加え、安価な輸入産物の増加等に伴う価格の低迷など、本地域の産業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、また、他の産業についても地域内での雇用の場は少なく、若年層を中心とした地域外への人口流出など、多くの課題を抱えており、地域社会の活力の低下が懸念される状況にある。

- 昭和35年以降の国勢調査人口の推移をみると、全道人口では平成7年をピークに減少しているが、本地域ではそれを上回る減少率となっており、特に日本海側（檜山振興局管内）の地域における減少傾向が顕著である。
- 年齢階層別人口の推移をみると、29歳以下の人口が著しく減少しているのに対し、65歳以上の人口は増加傾向を示しており、急速な高齢化の進行などによる年齢構成の偏りがみられる。
- 産業別就業人口の推移をみると、第一次産業就業人口の減少が顕著であり、特に日本海側（檜山振興局管内）の地域では、基幹産業の低迷などに伴い、昭和35年から平成22年までの間における就業者総数が40%程度にまで大幅に減少している。

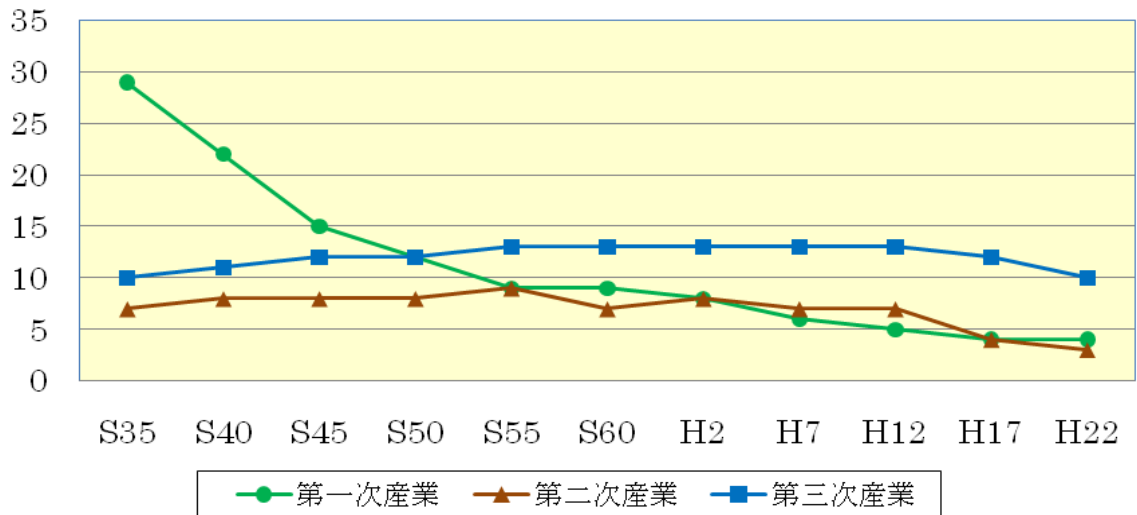




【産業別就業人口の推移：渡島総合振興局管内（単位：千人）】



【産業別就業人口の推移：檜山振興局管内（単位：千人）】



(3) 振興の基本的方向及び重点とする施策

ア 基本的方向

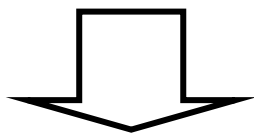
本地域は、温暖な気候や変化に富んだ長大な海岸線、すぐれた景観の山や湖、豊富な温泉などの自然環境に恵まれており、松前、江差、上ノ国などには、北海道の歴史を伝える多くの文化遺産が残されている。

また、良食味米や野菜・花きをはじめ、豊かな水産物や道南スギなどさまざまな農林水産資源に恵まれている。

さらには、北海道新幹線の開業を契機として、これら本地域のもつ歴史や文化など、さまざまな特色を生かし、だれもが安心して暮らせる、個性豊かな魅力あふれる地域社会の形成をめざすとともに、住みよい地域環境を整備し、計画期間内において人口減少の進行を緩和することができるよう、本地域への定住の促進に向けた振興を図る。

【 目 標 】

北海道新幹線を生かした、魅力あふれる渡島半島の振興



【 方 向 】

- 北海道新幹線を生かした地域づくり
- 特色ある地域産業の展開
- 地域資源などを活用した新産業の創出
- 地域に根ざした観光・文化の振興
- 快適で安心して暮らせる地域社会の形成
- 環境と調和した地域づくり
- 国内外との交流促進と交通・情報ネットワークの形成

イ 重点施策

本地域における現状及び課題を総合的に踏まえつつ、本計画の基本的方向の実現に向け、本計画期間内において、次に掲げる施策を重点的に推進する。

重点施策

【 交通 】

- 北海道新幹線全線の早期完成・開業
- 高規格幹線道路網の整備促進
- 災害時を想定した体系的な広域交通ネットワークの形成

【 産業 】

- 安全で良質な食料の安定供給に資する農業・水産基盤の整備・保全
- 水産資源を持続的に利用できる体制の構築
- 魅力ある観光拠点と広域観光ネットワークの形成

【 生活環境 】

- 地域の活性化に向けた生活環境の整備
- 地域に密着した保健・医療・福祉の充実
- 北海道駒ヶ岳等火山防災対策の推進
- 洪水被害や地震災害対応、海岸保全施設等の安全性の高い国土保全施設の整備

2 振興計画

(1) 交通通信の確保

ア 交通通信の確保の方針

本地域における道路や交通機関などの交通基盤は、産業振興や観光振興、物流機能の強化、地域間交流の促進、地域住民の足の確保といったさまざまな面で、以前にも増して重要な役割を担っており、また、本地域において、地域・産業・行政のあらゆる分野でIT化を進めていくことは、医療の地域格差など様々な地理的制約の克服、地域の魅力の再発見・発信、地域経済の活性化や研究開発の高度化、行政運営の簡素化・効率化、透明性の向上など、さまざまな課題を解消し、地域の発展を図る上での大きな意義や可能性を有している。

これらの状況を踏まえ、ゆとりと潤いのある暮らしが実感できる多様なライフスタイルの実現に向け、地域の特色ある発展をめざし、道路、鉄道、航路、航空路等が有機的に連携した総合的な交通ネットワークの形成や高度情報化などを進める。

イ 交通施設の整備

本地域は、北海道と本州間の交通拠点であり、地域の持つ可能性や特性を最大限に発揮し、長期的な振興を図っていくためには、交通基盤の整備が極めて重要である。

このため、既存の交通網の整備のほか、北海道新幹線全線の早期完成・開業や高規格幹線道路の整備促進等、新たな交通ネットワークを形成するなど、地域産業の活性化と住民生活の利便性の向上を図る。

主 な 施 策

【 道 路 】

- 半島振興のために特に重要と認められる道路（北海道縦貫自動車道、函館江差自動車道、函館新外環状道路、一般国道5号、37号、227号、228号、229号、230号、277号、278号）等の整備促進
- 経済・社会活動の広域化に対応した幹線道路や基幹的な生活道路の整備
- 災害時を想定した体系的な広域交通ネットワークの形成

【 港 湾 】

- 国内物流ターミナルの機能強化など物流ネットワークの強化
- 災害に備えた拠点施設の機能強化の促進など安全・安心を支える物流機能の強化

【 バス 】

- 地域住民にとって必要不可欠な生活交通の維持・確保

【 鉄道 】

- 事業者を中心とした利用促進策の推進
- 多様化する利用者ニーズに応じた鉄道交通の確保
- 北海道新幹線全線の早期完成・開業に向けた取組の推進

【 航路 】

- 地域経済活動や住民生活を支える海上ネットワークの維持・充実

【 航空 】

- 多様化するニーズや地域性に応じた航空路線網の維持・拡充
- 幹線道路、鉄道などと連携した高速交通ネットワークの形成

【 冬期交通 】

- 冬期交通不能区間の早期解消
- 除排雪の効率化や防雪・凍雪害防止事業等による関連施設の整備
- 国、道、市町村が連携した協力体制の確立や迅速かつ正確な道路情報の共有化

ウ 地域における公共交通の確保

広い範囲に人口が分散し、高齢化が進行する本地域においては、通勤、通学、通院、買い物などの住民の日常生活を支え、地域の活力を維持する上で、鉄道やバスといった公共交通は重要な役割を担っている。

鉄道については、渡島半島東部を南北に貫き、函館・札幌間を結ぶJR函館本線と、五稜郭から木古内を経て、青函トンネルで青森県と結ばれる江差線、海峡線がある。特に平成27年度末に予定される北海道新幹線の新青森・新函館北斗間の開業によりJR北海道から経営分離される江差線五稜郭・木古内間については、道と沿線市町が中心となって設立された第三セクター鉄道「道南いさりび鉄道」により、引き続き地域住民の足を確保される。

また、学生や高齢者など自家用車を利用できない住民や、鉄道駅から離れた地域に住む住民にとって、各集落と病院をはじめとした生活上の中心的機能が集積する地区とを結ぶ乗合バスは、必要不可欠な生活交通手段であり、日本海側（檜山振興局管内）における江差線の木古内～江差間の廃止などにより、地域間幹線系統としてのバス路線の維持が特に重要となっている。

しかしながら、本地域は道路、集落が海岸線に沿って帯状に繋がる地形的な要因などから、人口の集積度が低く、運行効率が悪いことに加え、過疎化の進行による人口の減少や、自家用車の普及に伴う利用者の減少などにより、多くのバス路線が赤字であることから、長距離路線や複数町を結ぶ路線、民間事業者撤退後にやむを得ず自治体が維持する自主運行バス路線などについて、関係自治体と連携し、地域の意向を十分に踏まえながら、生活交通の維持・

確保に向けた取組を進める。

さらに、北海道新幹線の開業効果を本地域に広く波及・拡大させるため、新幹線駅からの二次交通ネットワークの充実に向けた取組を進めていく必要がある。

主 な 施 策

【 交通全般 】

- 新幹線駅からの利便性の高い二次交通ネットワークの充実

【 バ ス 】

- 地域住民にとって必要不可欠な生活交通の維持・確保

【 鉄 道 】

- 事業者を中心とした利用促進策の推進

エ 情報通信関連施設の整備

面積が広大で広域分散型社会を形成している本地域において、地域・産業・行政のあらゆる分野でIT化を進めていくことは、医療の地域格差など様々な地理的制約の克服、地域の魅力の再発見・発信、地域経済の活性化や研究開発の高度化、行政運営の簡素化・効率化、透明性の向上など、本地域固有の課題を解消し、地域の発展を図る上での大きな意義や可能性を有している。

しかしながら、本地域における多くの自治体においては、地デジ化にあわせ整備した共聴施設の更新問題、財源不足や情報化に関する人材・ノウハウの不足といった課題を抱えている。

このため、市町村の電子自治体化へのサポート体制を整えるとともに、電子自治体に必要とされる各種システムを将来にわたって効率的・効果的に構築・運営するための共通基盤を道と市町村が共同で整備する「北海道電子自治体プラットフォーム（HARP）構想」の推進を図る。

また、本地域のような条件不利地域においては、高度な情報通信網の整備が民間主導では進みにくいことから、地域内の需要を喚起することなどによって整備を促進するほか、都市部と他地域との情報通信格差の是正を図るため、携帯電話等の移動通信サービス網の整備やラジオの難聴解消対策等を促進する。

主 な 施 策

【 I Tを利活用した地域づくり 】

- 地域の情報発信やコミュニティの形成・拡大
- テレワークなど多様なライフスタイルを支援する環境づくり
- 教育環境や医療・福祉サービスの充実
- 災害や地域の安全情報の提供

【 I Tを利活用した産業の活性化 】

- I T産業の育成・支援、I T関連産業の立地促進
- 中小企業等のI T化の促進、I Tによる地域産業の活性化

【 市町村の電子自治体化の促進 】

- 電子自治体化サポート体制の整備
- 北海道電子自治体プラットフォーム（HARP）構想の推進

【 超高速ブロードバンド基盤の整備促進 】

- 市町村内の幹線網の整備促進
- 加入者系アクセス網の整備促進

【 情報通信格差の是正 】

- 携帯電話不感地帯の解消
- 民放ラジオ難聴解消対策の促進

(2) 産業の振興及び観光の開発

ア 産業の振興及び観光の開発の方針

長引く景気低迷や金融情勢の悪化などを背景として、企業・産業活動の停滞や雇用状況の悪化など、本地域を取り巻く環境は厳しさを増している。

一方で、温暖な気候や変化に富んだ長大な海岸線、優れた景観の山や湖、豊富な温泉などの自然環境に恵まれているほか、良食味米や野菜・花き、豊かな水産物、道南スギなど、さまざまな農林水産資源に恵まれている。

これらの状況を踏まえ、基幹産業である農林水産業のほか、海洋関連産業など、本地域の特性を生かした多様な産業の展開を図るとともに、北海道新幹線の開業を見据え、自然や歴史を生かした魅力ある観光ルートの形成などを進める。

イ 農林水産業の振興

本地域における農林水産業は、経営規模が比較的小さく、担い手不足や高齢化の進行に加え、安価な輸入産物の増加等に伴う価格の低迷など、厳しい状況におかれており、また、エゾシカの生息数が増加傾向にあることから、これによる農林業被害の発生が懸念される状況にある。

このため、ほ場や基幹的な農道・林道などの生産基盤の強化等に加え、食

の安全・安心の確保や技術力の向上、担い手の育成・確保等を積極的に進めるほか、地域ブランドの確立による付加価値の向上を図るなど、地域特性を生かした収益性の高い農林水産業の確立を進めるとともに、エゾシカをはじめとする野生鳥獣の個体数管理など農林業被害防止対策を進める。

主 な 施 策

【 農 業 】

- 野菜、花き、米などにおける道南統一ブランド「函館育ち」の生産・販売体制の整備
- 新規就農者の持続的な研修就農システムの推進
- 生育期間の長い地域の特性を生かし、省力・低コスト化が可能な直播栽培の導入
- 農業生産基盤の計画的な整備促進と農地・農業用水等の地域資源の保全・活用

【 林 業 】

- 道南スギなど地域の林産物の需要拡大の促進
- 木材の安定供給体制づくりの促進
- 木材製品の生産流通における低コスト化の促進

【 水産業 】

- 漁業団体における経営基盤の強化
- 栽培漁業や資源管理型漁業の推進

【 エゾシカ対策 】

- 規制緩和によるエゾシカの捕獲の促進
- 広域捕獲・一斉捕獲など効率的捕獲手法の普及

ウ 商工業の振興

本地域では、水産加工を中心とした食料品製造業や造船業をはじめとした海洋関連産業などが集積しているが、グローバル化や急速な情報技術革新を背景とした競争激化、ニーズの多様化のほか、流通環境の変化による空き地や空き店舗の発生など、中心市街地の空洞化も進んでいる。

このため、地域の中小企業者や商店街等の持続的発展に向けて、経営体質の強化や円滑な事業承継を促進するとともに、創業や第2創業による企業の新陳代謝を図る。

また、産学官による共同研究や異業種交流による技術交流を通じ、農水産物を原料とした食品加工技術の高度化を進めるなど、地域の産学官における実績を基盤に研究から事業化までを一体として進める「函館地域リサーチ&ビジネスパーク構想」の推進を図るほか、中心市街地商店街の活性化に向け

た地域の主体的な取組を支援する。

主 な 施 策

【 商 業 】

- 地域商業の実態に応じた自主的な取組の促進

【 工 業 】

- 函館地域産業振興財団などを中心とした、地域の特性を生かした産業の創出や特色ある製造業の振興

【 研究・開発 】

- 産学官が連携し、研究開発から事業化へと迅速かつ効果的に進める「函館地域リサーチ&ビジネスパーク構想」の推進

エ 観光の開発

本地域への旅行形態は短期滞在型が多く、函館・大沼公園周辺以外の地域では、観光資源はあっても観光面で認知が不足している。

一方で、台湾、香港からの外国人観光客は、年々増加しており、国際的なエリアとして発展を続けていることから、これらのリピーターを確保する取組が、これまで以上に求められる状況にある。

さらには、北海道新幹線の開業を見据え、渡島西部等を含めた広域観光ルート形成も新たに求められている。

このため、豊富な農林水産資源や豊かな自然環境を生かしたグリーン・ツーリズムなどの取組、観光モデルルートの提案、道路、受入施設の整備のほか、プロモーション活動や情報発信など、観光客誘致に向けた多様な取組を展開する。

主 な 施 策

【 観 光 】

- 歴史的建造物の保存・改修やガイダンス施設の整備
- 広域観光ルートのPR実施
- ニシン漁の歴史や食文化を生かした広域観光イベントの実施
- 豊かな自然や歴史、産業などを生かした多様な体験観光の推進

(3) 就業の促進

ア 就業の促進の方針

地域における雇用対策や就業支援を進めるためには、地域の資源や潜在力を有効活用するなど、地域が主体となった取組が活発となることが重要であり、季節労働者の通年化の促進にも配慮しながら、国の産業・雇用政策を活用するとともに、地域の関係者と密接な連携を図りながら、地域の取組を総合的に支援していく。

イ 就業促進対策

関係機関と連携を図りながら、労働者の知識・技能の習得機会の提供や、カウンセリングやセミナー等の就職支援の実施、企業説明会をはじめとする多様なマッチングの機会の提供を行う。

また、U・Iターンによる道外からの人材誘致を図るほか、働きやすい職場環境づくりを促進するなど mismatches の解消に取り組んでいく。

主 な 施 策

【 就業の促進 】

- 社会を支える多様な働き手の就業支援
- 働きやすい環境の整備

(4) 水資源の開発及び利用

質量とも安定した水の供給を確保するため、今後の水需要の動向や自然環境の保全に配慮しながら、広域的かつ長期的な水資源開発や水の有効利用を計画的に進める必要がある。

このため、水源地域における森林整備などを進める。

主 な 施 策

【 水源地域の保全 】

- 水源涵養機能^{かん}など森林の公益的機能を発揮させる地域の特性に応じた計画的な森林づくりの推進

(5) 生活環境の整備

暮らしの場である住まいやまちづくりに対する住民のニーズは、生活水準の向上や安全への関心の高まりなどにより、多様化・高度化しており、また定住の促進を図る上でも、本地域の積雪寒冷な気候・風土に適した豊かさを実感できる生活環境を整備する必要がある。

また、集落は、地域社会の基礎的単位であり、地域住民の日常生活や生産活動を営む上で重要な役割を果たしているが、比較的規模の大きい基幹的な集落がある一方、小規模集落が数多く散在しており、これらの小規模集落の中では、人口減少や高齢化の進行に伴い、地域産業の担い手不足や地域におけるコミュニティ機能の低下など深刻な問題を抱えている。

このため、だれもが住みよい地域社会の形成に向け、地域の特性や実情に応じた生活環境の整備を促進するとともに、地域コミュニティの維持・活性化をはじめ、高齢者の見守りの仕組みづくり、空き家の利活用、地域を支える人材の確保・育成、集落間の連携など課題解決に向けた地域の主体的な取組による集落対策を進める。

また、地域の自主的防犯活動を促進するなど、防犯体制の充実を図る。

主 な 施 策

【 下水道、廃棄物処理施設等 】

- 下水道、農業・漁業集落排水処理施設、浄化槽などの汚水処理施設の早期概成及び効率的・効果的な改築・更新
- 地域の実情に応じた循環型社会形成の推進を図るための廃棄物処理施設の整備

【 公園等 】

- 地域住民のだれもが安全で安心して利用できる公園等の整備

【 住宅等 】

- 子どもからお年寄りまで安心して暮らせる住宅環境の整備
- 住民ニーズや地域課題に的確に対応した北国の住みよい住宅環境の整備

【 集落の整備 】

- 集落対策の必要性など意識の醸成
- 買い物支援や高齢者支援など地域に必要な施策の実践と効果の検証
- 都市部からの人材の確保を含めた、地域を支える人づくり

【 地域安全対策 】

- 地域社会における自主的防犯活動の促進や安全情報の提供など住民等の安全に対する意識高揚、地域の防犯体制の充実

(6) 医療の確保等

医療提供体制は、年々充実が図られ、全体的には整備が進められてきているが、過疎地域と都市部の間で、医療機関や医療従事者の分布に偏りがみられるなど、依然として地域の医療には大きな格差が生じている。

また、どこで暮らしていても地域の医療機関相互の機能分担と連携の下、適切な医療サービスが受けられるよう、プライマリ・ケアを重視した、よりきめ細かな医療提供体制を確立することが求められている。

このため、地域の中核的な医療機関である地方・地域センター病院等の機能の充実・強化や自治体病院等の広域連携など医療機関相互の連携と機能分担を進め、医師等の確保や定着に関する対策、患者搬送体制の充実・強化を図るなど、住民・患者の視点に立って、良質かつ適切な医療を効率的、継続的に提供する体制を確立する。

主 な 施 策

【 無医地区対策 】

- へき地医療拠点病院による巡回診療の促進
- 患者輸送車・巡回診療車の整備促進

【 特定診療科目に係る医療確保対策 】

- 医育大学の地域医療支援センターからの医師派遣の促進
- 地域医療振興財団におけるドクターバンク事業の推進
- 医師不足地域に対する緊急臨時的な医師派遣の促進
- 道内医育大学の地域枠入学者を対象とする奨学金制度の実施

【 体系的な医療提供体制の整備 】

- 医療機関の機能分担と相互の連携による医療連携体制の構築
- 医療連携体制を構成する医療機関の情報提供

(7) 高齢者の福祉その他福祉の増進

ア 高齢者の福祉その他福祉の増進の方針

高齢化、少子化及び核家族化の進行や共働き世帯の増加などにより、高齢者や障がいのある人、子どもを取り巻く環境が変化する中、地域におけるコミュニティ機能や家庭内での子育てサポート力の低下などを背景として、地域で安心して住み続けたいと思える生活環境の確保や多様な人材の活躍の推進、子どもを生き育てたいという希望をかなえる取組などが求められている。

このような状況を踏まえ、地域の実情に応じた高齢者などを支える仕組みづくりや障がいのある人が働きやすい雇用・就業の確保、住み慣れた地域で安心して子どもを生き育てることができる環境づくりなどが必要である。

だれもが住み慣れた地域の中で、ともに参加し支えながら、可能な限り自

立して暮らし続けることができる地域社会の形成に向け、高齢者や障がいのある人が地域で自立した生活ができるよう、関係分野が連携し、ニーズに即した、きめ細やかなサービスが総合的・広域的に提供される体制づくりや多様な社会参加を促進する機会の拡大を図るとともに、次世代を担う子どもが健やかに育ち、だれもが安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを進める。

イ 高齢者の福祉の増進を図るための対策

「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」に基づき、高齢化のピークとなる平成37年（2025年）を見据え、中長期的な視点に立って、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、地域におけるサービス提供基盤の整備や人材の確保をはじめ、地域の医療・介護資源を有効に活用し、在宅医療・介護の連携や認知症施策の推進などに取り組み、地域全体で高齢者の方々一人ひとりを支える仕組みづくりを推進する。

主 な 施 策

【 高齢者の福祉 】

- 質の高いサービス提供体制の確保
- 地域特性に応じた地域包括ケアシステムの構築
- 高齢者の社会参加の促進
- 介護保険の安定的な運営

ウ 児童福祉その他の福祉の増進を図るための対策

児童福祉については、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域の実情に応じた多様な保育ニーズに対応した保育所や家庭的保育などの保育の受け皿の拡充や様々な働き方に対応した認定こども園の設置促進、保育の量の拡大に伴う、保育士などの人材の育成・確保を図るとともに、地域子育て支援拠点などの子育て支援体制の整備促進を図る。

また、放課後児童の安全・安心な居場所の確保や健全な育成を図るため、拠点となる児童館の整備とともに、国の放課後子ども総合プランに基づき、学校の余裕教室を活用した放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的または連携した取組を推進する。

さらに、将来、親となる若年者に対する子育て等の理解を促進するなど、社会全体で、安心して子どもを生み育てることができ、かつ、子どもが健やかに成長できる環境づくりを進める。

障がい福祉については、「北海道障がい福祉計画」に基づき、障がいのある人々が障がい特性に応じた多様な働き方ができるよう、社会全体で応援する

体制づくりを推進するとともに、関係機関が連携して、就労の場の確保や雇用機会の拡大を図る。

また、社会活動に必要な支援を行うことにより、障がいのある人の社会参加を促進する。

主 な 施 策

【 児童その他の福祉 】

- 地域の多様な保育ニーズに応じた保育所の整備促進
- 地域の実情に応じた放課後児童クラブ等の整備促進
- 大学生等を対象とした次代の親づくりのための教育の実施及び子育て支援のための教育や意識啓発等の促進
- 障がいのある人の就労に関する理解の促進
- 障がい特性を踏まえた職域の開拓
- 障がいのある人の意思疎通支援
- 点字図書館などによる情報提供

(8) 教育及び文化の振興

近年は、日々の暮らしの中にゆとりやうるおいといった「心の豊かさ」が一層求められており、優れた自然環境、独自の歴史、多彩な生活様式などに根ざした個性的な地域文化を創造し発展させていく必要がある。

また、教育面では、少子化による児童生徒数の減少に伴う学校の小規模化への対応や、将来、子どもたちが地域に戻り、地域を支える人材を育成する観点などから取組を進める必要がある。

このため、地域住民の自主的な文化活動への参加や芸術鑑賞など広く文化に接する機会を拡充するなど、すべての人が文化を享受することのできる生活文化圏を築いていくとともに、住民一人ひとりが生涯にわたって学び、ふるさと北海道を愛し地域の発展に主体的に貢献できる人材の育成を推進するため、小学校から中学校、高等学校まで一貫したキャリア教育に取り組むとともに、ICTを活用した教育の質の向上、コミュニティ・スクールの導入促進など、その基盤となる学校教育や社会教育などの環境整備を促進する。

主 な 施 策

【 教育・文化施設 】

- 老朽化した校舎、屋内運動場などの計画的な整備の促進
- 学校図書館、理科教育設備、幼稚園などの教育施設等の整備促進
- 生涯学習の拠点となる公民館や図書館などの機能の充実
- デジタル機器、情報通信ネットワークの整備促進

- 地域スポーツセンターや水泳プールなどの整備促進

【 地域文化 】

- 地域住民の文化活動の促進
- 芸術鑑賞など広く文化に接する機会の拡充
- 文化活動を担う人材の育成
- 内浦湾沿岸の縄文遺跡など歴史的文化遺産の保存・活用
- 文化性に配慮したまちづくりの推進

(9) 地域間交流の促進

北国特有の暮らしが展開される本地域は、さまざまな個性をもつ地域社会により形成され、また、大都市圏からの遠隔性や人口の広域散在性という地域特性を有しており、これらの表情豊かな地域の特性を生かし、「もの」の豊かさから「心」の豊かさ、生活のうるおいなど価値観の変化に対応したさまざまなライフスタイルの実現の場としての役割を担っている。

このため、自然とふれあう都市と農山漁村との交流やスポーツ、イベントなどを通じた交流、芸術や文化などにふれあう機会を通じての交流など、それぞれの地域の個性に応じた交流を拡大する。

主 な 施 策

【 地域間交流 】

- グリーン・ツーリズムの推進などによる都市と農山漁村との交流の促進
- 地域の特色を生かしたスポーツやイベント、参加・体験型や滞在・拠点型観光などを通じた交流の促進
- 芸術、音楽、舞踊、演劇などの文化交流や文化団体、文化施設などのネットワークづくりの促進
- 農林水産業や農山漁村についての総合的なPR活動の展開
- 青函経済文化圏の形成をめざす青函交流の推進

(10) 国土保全施設等の整備及び防災体制の強化

本地域は、急峻な山地が海岸線に迫り、荒廃した未整備河川が多いなど、地形的、地質的に土砂災害等の災害が発生しやすい地域であり、また、火山活動度の高い(Aランク)北海道駒ヶ岳をはじめとする3つの活火山を有している。

このため、治山事業や砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等による施設整備など、災害に強いまちづくりを進めるとともに、住民を災害や火災等から守り、生活の安全を確保するため、防災や消防・救急体制の整備を進める。

主 な 施 策

【 国土保全 】

- 土砂災害の危険のある箇所に対する砂防施設、急傾斜地崩壊防止施設等の整備
- 土砂流出防備、土砂崩壊防備等のための保安林の整備
- 洪水被害等を受けた未整備河川の改修等
- 浸水等の危険のある箇所に対する海岸保全施設の整備
- 火山噴火に備えた火山監視システム等の観測機器の充実

【 防 災 】

- 地域防災体制の強化に向け、自主防災組織の結成促進や、防災意識向上のための幅広い世代に対する防災教育の推進
- 災害時における要配慮者支援対策の促進など避難対策の充実や、市町村や関係機関と連携した災害情報の収集
- 各種システムを活用した住民等に対する迅速かつ的確な災害情報の提供

【 消防・救急 】

- 地域の実情に応じた消防力の整備促進
- 救急業務の高度化のための、メディカルコントロール体制の充実・強化の推進
- 地域防災力の充実強化のための、消防団員の確保や装備の充実の推進

(11) 環境の保全

豊かな自然環境に恵まれている本地域においては、自然公園などの優れた自然の風景地や保護を必要とする地域について、適正な保全を図るとともに、調和を保った自然の活用に向け、自然公園などの整備を行っているところであり、今後も優れた自然環境の保全や自然公園の適切な利用に向けた取組を進める。

また、環境関連法令等に基づき、公害の防止に関する施策等を進め、快適な環境づくりに努める。

主 な 施 策

【 環境保全 】

- 自然公園法等に基づく許認可の厳正な適用による自然公園等の保全と利用
- 北海道インフラ長寿命化計画を策定し、施設の適正な維持管理の推進
- 大気汚染防止法や水質汚濁防止法等に基づく、立入検査の実施による環境の保全

資 料

【資料1：国勢調査人口の推移】

【単位：千人、％】

区分	国勢調査人口											45年間（又は35年間）における人口の増減（再掲）				
	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	S35 ～H17	S45 ～H17	S40 ～H22	S50 ～H22	
渡島地域	全 域	308	291	270	262	259	251	234	229	225	214	201	—	—	—	—
	（増減）	—	△ 5.5	△ 7.2	△ 3.0	△ 1.1	△ 3.1	△ 6.8	△ 2.1	△ 1.7	△ 4.9	△ 6.1	△ 30.5	△ 20.7	△ 30.9	△ 23.3
	渡島管内	211	202	191	189	191	186	176	175	174	171	162	—	—	—	—
	（増減）	—	△ 4.3	△ 5.4	△ 1.0	1.1	△ 2.6	△ 5.4	△ 0.6	△ 0.6	△ 1.7	△ 5.3	△ 19.0	△ 10.5	△ 19.8	△ 14.3
	檜山管内	97	89	79	72	68	64	58	53	51	43	39	—	—	—	—
	（増減）	—	△ 8.2	△ 11.2	△ 8.9	△ 5.6	△ 5.9	△ 9.4	△ 8.6	△ 3.8	△ 15.7	△ 9.3	△ 55.7	△ 45.6	△ 56.2	△ 45.8
全道		5,039	5,172	5,184	5,338	5,576	5,679	5,644	5,692	5,683	5,628	5,506	—	—	—	—
	（増減）	—	2.6	0.2	3.0	4.5	1.8	△ 0.6	0.9	△ 0.2	△ 1.0	△ 2.2	11.7	8.6	6.5	3.1

注1) 上記の数値は、国勢調査による各年度毎の人口推移を示す。

注2) 増減は、各年毎の5年間（再掲は45年間又は35年間）の人口の増減（％）を示す。

【資料2：年齢階層別人口の推移】

【単位：千人、％】

区分	国勢調査人口											45年間（又は35年間）における人口の増減（再掲）				
	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	S35 ～H17	S45 ～H17	S40 ～H22	S50 ～H22	
0歳～14歳	全 域	117	96	78	70	63	56	44	38	33	28	24	—	—	—	—
	（増減）	—	△ 17.9	△ 18.8	△ 10.3	△ 10.0	△ 11.1	△ 21.4	△ 13.6	△ 13.2	△ 15.2	△ 14.3	△ 76.1	△ 64.1	△ 75.0	△ 65.7
	渡島管内	81	66	54	50	47	42	34	29	26	23	20	—	—	—	—
	（増減）	—	△ 18.5	△ 18.2	△ 7.4	△ 6.0	△ 10.6	△ 19.0	△ 14.7	△ 10.3	△ 11.5	△ 13.0	△ 71.6	△ 57.4	△ 69.7	△ 60.0
	檜山管内	36	30	23	19	16	14	10	8	7	5	4	—	—	—	—
	（増減）	—	△ 16.7	△ 23.3	△ 17.4	△ 15.8	△ 12.5	△ 28.6	△ 20.0	△ 12.5	△ 28.6	△ 20.0	△ 86.1	△ 78.3	△ 86.7	△ 78.9
15歳～29歳	全 域	73	68	63	56	50	43	38	37	36	29	23	—	—	—	—
	（増減）	—	△ 6.8	△ 7.4	△ 11.1	△ 10.7	△ 14.0	△ 11.6	△ 2.6	△ 2.7	△ 19.4	△ 20.7	△ 60.3	△ 54.0	△ 66.2	△ 58.9
	渡島管内	49	47	45	42	38	33	30	30	28	24	19	—	—	—	—
	（増減）	—	△ 4.1	△ 4.3	△ 6.7	△ 9.5	△ 13.2	△ 9.1	0.0	△ 6.7	△ 14.3	△ 20.8	△ 51.0	△ 46.7	△ 59.6	△ 54.8
	檜山管内	24	21	17	14	12	10	9	8	8	5	4	—	—	—	—
	（増減）	—	△ 12.5	△ 19.0	△ 17.6	△ 14.3	△ 16.7	△ 10.0	△ 11.1	0.0	△ 37.5	△ 20.0	△ 79.2	△ 70.6	△ 81.0	△ 71.4
30歳～64歳	全 域	103	109	109	112	118	121	115	110	106	101	95	—	—	—	—
	（増減）	—	5.8	0.0	2.8	5.4	2.5	△ 5.0	△ 4.3	△ 3.6	△ 4.7	△ 5.9	△ 1.9	△ 7.3	△ 12.8	△ 15.2
	渡島管内	71	76	77	81	86	89	86	84	82	81	77	—	—	—	—
	（増減）	—	7.0	1.3	5.2	6.2	3.5	△ 3.4	△ 2.3	△ 2.4	△ 1.2	△ 4.9	14.1	5.2	1.3	△ 4.9
	檜山管内	32	33	32	31	32	31	29	26	24	20	18	—	—	—	—
	（増減）	—	3.1	△ 3.0	△ 3.1	3.2	△ 3.1	△ 6.5	△ 10.3	△ 7.7	△ 16.7	△ 10.0	△ 37.5	△ 37.5	△ 45.5	△ 41.9
65歳～	全 域	16	18	20	24	27	32	36	43	51	56	59	—	—	—	—
	（増減）	—	12.5	11.1	20.0	12.5	18.5	12.5	19.4	18.6	9.8	5.4	250.0	180.0	227.8	145.8
	渡島管内	11	12	14	17	19	23	26	32	38	43	46	—	—	—	—
	（増減）	—	9.1	16.7	21.4	11.8	21.1	13.0	23.1	18.8	13.2	7.0	290.9	207.1	283.3	170.6
	檜山管内	5	6	6	7	8	9	10	12	13	13	13	—	—	—	—
	（増減）	—	20.0	0.0	16.7	14.3	12.5	11.1	20.0	8.3	0.0	0.0	160.0	116.7	116.7	85.7

注1) 上記の数値は、国勢調査による各年度毎の人口推移を示す。

注2) 増減は、各年毎の5年間（再掲は45年間又は35年間）の人口の増減（％）を示す。

【資料3-1：産業別就業人口の推移】

【単位：千人】

区 分	人 数											
	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	
渡島総合振興局管内	総 数	91	89	86	83	88	85	83	86	84	81	74
	第一次産業	55	46	38	28	27	22	21	19	15	15	13
	農 業	22	17	14	10	9	8	7	7	6	6	5
	林 業	3	2	1	1	1	1	1	1	0	0	1
	水産業	30	27	23	17	17	13	13	11	9	9	7
	第二次産業	13	16	19	22	24	24	23	25	23	21	18
	鉱 業	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設業	5	8	9	12	14	13	11	13	12	10	8
	製造業	6	7	9	10	10	11	12	12	11	11	10
	第三次産業	23	26	30	33	37	38	39	43	44	45	43
檜山振興局管内	総 数	46	40	36	33	32	30	28	27	25	20	17
	第一次産業	29	22	15	12	9	9	8	6	5	4	4
	農 業	19	13	10	8	6	6	5	5	4	3	3
	林 業	2	2	1	1	1	1	1	0	0	0	0
	水産業	8	7	4	3	2	2	2	1	1	1	1
	第二次産業	7	8	8	8	9	7	8	7	7	4	3
	鉱 業	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設業	4	5	5	5	6	5	5	5	5	3	2
	製造業	2	2	3	3	3	2	3	2	2	1	1
	第三次産業	10	11	12	12	13	13	13	13	13	12	10
渡島地域	総 数	137	129	122	116	120	115	111	113	109	101	91
	第一次産業	84	68	53	40	36	31	29	25	20	19	17
	農 業	41	30	24	18	15	14	12	12	10	9	8
	林 業	5	4	2	2	2	2	2	1	0	0	1
	水産業	38	34	27	20	19	15	15	12	10	10	8
	第二次産業	20	24	27	30	33	31	31	32	30	25	21
	鉱 業	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設業	9	13	14	17	20	18	16	18	17	13	10
	製造業	8	9	12	13	13	13	15	14	13	12	11
	第三次産業	33	37	42	45	50	51	52	56	57	57	53
全 道	総 数	2,183	2,326	2,460	2,462	2,598	2,625	2,695	2,806	2,731	2,604	2,509
	第一次産業	779	614	516	397	353	332	291	251	218	201	182
	農 業	610	462	388	288	253	242	214	187	166	155	140
	林 業	59	51	40	32	28	25	17	13	9	7	7
	水産業	110	101	88	77	72	65	60	51	43	39	35
	第二次産業	520	610	628	638	662	616	631	659	603	495	429
	鉱 業	111	77	53	31	28	21	10	7	6	3	2
	建設業	181	253	269	305	347	323	333	366	340	274	223
	製造業	228	280	306	302	287	272	288	286	257	218	204
	第三次産業	884	1,102	1,315	1,423	1,582	1,674	1,764	1,881	1,881	1,857	1,761

注) 国勢調査による各産業別の人口(総数は分類不能を含む。)を示す。

函館市については、該当地域分のみ計上している。

【資料3-2：産業別就業人口の構成比】

【単位：％】

区 分	構 成 比											
	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	
渡島総合振興局管内	総 数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	第一次産業	60.4	52.3	43.7	33.7	30.7	26.2	25.3	21.9	18.3	18.5	17.6
	農 業	24.1	19.3	16.1	12.0	10.2	9.5	8.4	8.0	7.3	7.4	6.8
	林 業	3.3	2.3	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	0.0	0.0	1.3
	水産業	33.0	30.7	26.4	20.5	19.3	15.5	15.7	12.7	11.0	11.1	9.5
	第二次産業	14.3	18.2	21.8	26.5	27.3	28.6	27.7	28.7	28.0	25.9	24.3
	鉱 業	2.2	1.1	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	建設業	5.5	9.1	10.3	14.5	15.9	15.5	13.2	14.9	14.6	12.3	10.8
	製造業	6.6	8.0	10.3	12.0	11.4	13.1	14.5	13.8	13.4	13.6	13.5
	第三次産業	25.3	29.5	34.5	39.8	42.0	45.2	47.0	49.4	53.7	55.6	58.1
檜山振興局管内	総 数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	第一次産業	63.1	53.7	42.9	37.5	29.0	31.1	27.6	23.1	20.0	20.0	23.5
	農 業	41.3	31.7	28.6	25.0	19.3	20.7	17.2	19.2	16.0	15.0	17.6
	林 業	4.4	4.9	2.9	3.1	3.2	3.5	3.5	0.0	0.0	0.0	0.0
	水産業	17.4	17.1	11.4	9.4	6.5	6.9	6.9	3.9	4.0	5.0	5.9
	第二次産業	15.2	19.5	22.9	25.0	29.0	24.1	27.6	26.9	28.0	20.0	17.7
	鉱 業	2.2	2.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	建設業	8.7	12.2	14.3	15.6	19.3	17.2	17.2	19.2	20.0	15.0	11.8
	製造業	4.3	4.9	8.6	9.4	9.7	6.9	10.3	7.7	8.0	5.0	5.9
	第三次産業	21.7	26.8	34.2	37.5	41.9	44.8	44.8	50.0	52.0	60.0	58.8
渡島地域	総 数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	第一次産業	61.3	52.7	43.5	34.8	30.3	27.4	25.9	22.1	18.6	18.8	18.7
	農 業	29.9	23.2	19.7	15.7	12.6	12.4	10.7	10.6	9.3	8.9	8.8
	林 業	3.7	3.1	1.7	1.7	1.7	1.7	1.8	0.9	0.0	0.0	1.1
	水産業	27.7	26.4	22.1	17.4	16.0	13.3	13.4	10.6	9.3	9.9	8.8
	第二次産業	14.6	18.6	22.1	26.1	27.7	27.4	27.7	28.3	28.1	24.8	23.1
	鉱 業	2.2	1.5	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	建設業	6.6	10.1	11.5	14.8	16.8	15.9	14.3	15.9	15.9	12.9	11.0
	製造業	5.8	7.0	9.8	11.3	10.9	11.5	13.4	12.4	12.2	11.9	12.1
	第三次産業	24.1	28.7	34.4	39.1	42.0	45.2	46.4	49.6	53.3	56.4	58.2
全 道	総 数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	第一次産業	35.7	26.4	21.0	16.2	13.6	12.7	10.8	9.0	8.1	7.9	7.7
	農 業	27.9	19.9	15.8	11.7	9.7	9.2	8.0	6.7	6.1	6.1	5.9
	林 業	2.7	2.2	1.6	1.3	1.1	1.0	0.6	0.5	0.3	0.3	0.3
	水産業	5.0	4.3	3.6	3.1	2.8	2.5	2.2	1.8	1.6	1.5	1.5
	第二次産業	23.8	26.2	25.5	26.0	25.5	23.5	23.5	23.6	22.3	19.4	18.1
	鉱 業	5.1	3.3	2.2	1.3	1.1	0.8	0.4	0.3	0.2	0.1	0.1
	建設業	8.3	10.9	10.9	12.4	13.4	12.3	12.4	13.1	12.6	10.7	9.4
	製造業	10.4	12.0	12.4	12.3	11.0	10.4	10.7	10.2	9.5	8.5	8.6
	第三次産業	40.5	47.4	53.5	57.9	60.9	63.8	65.7	67.4	69.6	72.7	74.2

注) 構成比は分母から「分類不能」を除いて計算している。

【資料3-3：産業別就業人口指数】

【単位：％】

区 分	指 数											
	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	
渡島総合振興局管内	総 数	100.0	97.8	94.5	91.2	96.7	93.4	91.2	94.5	92.3	89.0	81.3
	第一次産業	100.0	83.6	69.1	50.9	49.1	40.0	38.2	34.5	27.3	27.3	23.6
	農 業	100.0	77.3	63.6	45.5	40.9	36.4	31.8	31.8	27.3	27.3	22.7
	林 業	100.0	66.7	33.3	33.3	33.3	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0	33.3
	水産業	100.0	90.0	76.7	56.7	56.7	43.3	43.3	36.7	30.0	30.0	23.3
	第二次産業	100.0	123.1	146.2	169.2	184.6	184.6	176.9	192.3	176.9	161.5	138.5
	鉱 業	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	建設業	100.0	160.0	180.0	240.0	280.0	260.0	220.0	260.0	240.0	200.0	160.0
	製造業	100.0	116.7	150.0	166.7	166.7	183.3	200.0	200.0	183.3	183.3	166.7
	第三次産業	100.0	113.0	130.4	143.5	160.9	165.2	169.6	187.0	191.3	195.7	187.0
檜山振興局管内	総 数	100.0	87.0	78.3	71.7	69.6	65.2	60.9	58.7	54.3	43.5	37.0
	第一次産業	100.0	75.9	51.7	41.4	31.0	31.0	27.6	20.7	17.2	13.8	13.8
	農 業	100.0	68.4	52.6	42.1	31.6	31.6	26.3	26.3	21.1	15.8	15.8
	林 業	100.0	100.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	水産業	100.0	87.5	50.0	37.5	25.0	25.0	25.0	12.5	12.5	12.5	12.5
	第二次産業	100.0	114.3	114.3	114.3	128.6	100.0	114.3	100.0	100.0	57.1	42.9
	鉱 業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	建設業	100.0	125.0	125.0	125.0	150.0	125.0	125.0	125.0	125.0	75.0	50.0
	製造業	100.0	100.0	150.0	150.0	150.0	100.0	150.0	100.0	100.0	50.0	50.0
	第三次産業	100.0	110.0	120.0	120.0	130.0	130.0	130.0	130.0	130.0	120.0	100.0
渡島地域	総 数	100.0	94.2	89.1	84.7	87.6	83.9	81.0	82.5	79.6	73.7	66.4
	第一次産業	100.0	81.0	63.1	47.6	42.9	36.9	34.5	29.8	23.8	22.6	20.2
	農 業	100.0	73.2	58.5	43.9	36.6	34.1	29.3	29.3	24.4	22.0	19.5
	林 業	100.0	80.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	20.0	0.0	0.0	20.0
	水産業	100.0	89.5	71.1	52.6	50.0	39.5	39.5	31.6	26.3	26.3	21.1
	第二次産業	100.0	120.0	135.0	150.0	165.0	155.0	155.0	160.0	150.0	125.0	105.0
	鉱 業	100.0	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	建設業	100.0	144.4	155.6	188.9	222.2	200.0	177.8	200.0	188.9	144.4	111.1
	製造業	100.0	112.5	150.0	162.5	162.5	162.5	187.5	175.0	162.5	150.0	137.5
	第三次産業	100.0	112.1	127.3	136.4	151.5	154.5	157.6	169.7	172.7	172.7	160.6
全 道	総 数	100.0	106.6	112.7	112.8	119.0	120.2	123.5	128.5	125.1	119.3	114.9
	第一次産業	100.0	78.8	66.2	51.0	45.3	42.6	37.4	32.2	28.0	25.8	23.4
	農 業	100.0	75.7	63.6	47.2	41.5	39.7	35.1	30.7	27.2	25.4	23.0
	林 業	100.0	86.4	67.8	54.2	47.5	42.4	28.8	22.0	15.3	11.9	11.9
	水産業	100.0	91.8	80.0	70.0	65.5	59.1	54.5	46.4	39.1	35.5	31.8
	第二次産業	100.0	117.3	120.8	122.7	127.3	118.5	121.3	126.7	116.0	95.2	82.5
	鉱 業	100.0	69.4	47.7	27.9	25.2	18.9	9.0	6.3	5.4	2.7	1.8
	建設業	100.0	139.8	148.6	168.5	191.7	178.5	184.0	202.2	187.8	151.4	123.2
	製造業	100.0	122.8	134.2	132.5	125.9	119.3	126.3	125.4	112.7	95.6	89.5
	第三次産業	100.0	124.7	148.8	161.0	179.0	189.4	199.5	212.8	212.8	210.1	199.2

注) 昭和35年を100とした場合の指数